



2026年5月14日

各 位

会社名 東プレ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山本 豊
(コード番号 5975 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総務部長 野田 貴之
(TEL 03-3271-0711)

業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、2017年3月期より導入している当社の取締役（社外取締役および海外居住者を除く。以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、2024年3月期より当社子会社であるトプレック株式会社、2025年3月期より当社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）ならびに当社子会社である東プレ東海株式会社および東プレ九州株式会社（トプレック株式会社とあわせて、以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社をあわせて、以下「対象会社」という。）の取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除き、対象会社の取締役および執行役員をあわせて、以下「取締役等」という。以下同じ。）についても、本制度の対象に追加しております。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役等を対象に、株主の皆様と利害共有意識を強化するとともに、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度である本制度の継続を決定しました。
- (2) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付き株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランです。当社は、取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時。以下同じ。）に、B I P信託より取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。

2. 本制度の内容について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みのB I P信託の信託期間を延長しますが、以下に記載する内容を除き、2017年3月期より導入している本制度の内容を維持します。

なお、本制度の概要につきましては、2021年3月12日付「業績連動型株式報酬制度の継続に関

するお知らせ」および 2024 年 5 月 14 日付「取締役向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 信託期間の延長および延長時における残存株式および金銭の承継

2026 年 8 月末日に信託期間が満了する既存の B I P 信託について 2031 年 8 月末日（この日が営業日でない場合には、翌営業日）まで信託期間の延長（以下「本延長」という。）を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、2026 年 8 月末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後の B I P 信託に承継します。

(2) 対象期間

本制度の継続後の対象期間は、2027 年 3 月末日で終了する事業年度から 2031 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度とします。

(※) 本延長後にさらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 5 事業年度を対象期間とし、業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行います。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2016 年 8 月 24 日（2026 年 5 月 28 日付で変更予定）
⑧信託期間	2021 年 5 月 17 日～2026 年 8 月末日（2026 年 5 月 28 日付の信託契約の変更により 2031 年 8 月末日まで延長予定）
⑨議決権行使	行使しないものとします
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪追加取得する株式の総額	744 百万円
⑫株式の取得時期	2026 年 6 月 2 日
⑬株式の取得方法	当社（自己株式処分）から取得
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上